

阿波市雇用促進助成金

移住して1年以内のU・I・Jターン者、阿波市に住所を有する新規学卒者を新たに雇い入れた企業や団体に、予算の範囲内で、給与の一部を助成します。

1人あたり
上限 30万円

「U・I・Jターン者」「新規学卒者」の新規雇用を支援し、阿波市への定住促進を図ります！

※交付要件等をご覧ください。

1 交付要件 ※交付の制限については裏面をご覧ください。

- ① 本市に住所を有する事業所を持つ企業団体等であること。
- ② 本市に住所を有するUターン者、Iターン者・Jターン者及び新規学卒者を新たに正規社員として雇用し、その雇用者を**雇入れの日の翌月から起算して6カ月以上継続して雇用すること。**
 - ア) Uターン者・Iターン者・Jターン者については、住所を阿波市に移してから1年以内の雇用であること。
 - イ) 新規学卒者については、申請年度の前年度に高等学校、短大、大学等を卒業し、卒業月の翌月から3カ月を経過しない者の雇用であること。

2 助成金額

対象労働者に対し支払った**月額基本給与の1/3×6カ月分**（雇入れ日の翌月から起算）

※ 1,000円未満の端数切り捨て

※ 月額限度額：50,000円×6カ月

3 申請手続き

阿波市雇用促進助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて、**雇入れの日から起算して3カ月以内**に申請してください。

- ① 賃金支払計画書（別紙）
- ② 雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- ③ 対象労働者が前年度に卒業したことを証明できる書類（新規学卒者のみ）
- ④ 雇用保険、厚生年金保険及び健康保険に加入したことを証するものの写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※ 申請書（様式第1号）、賃金支払計画書（別紙）は阿波市ホームページに掲載しておりますのでダウンロードの上、ご記入していただきますようお願いいたします。

4 交付の制限

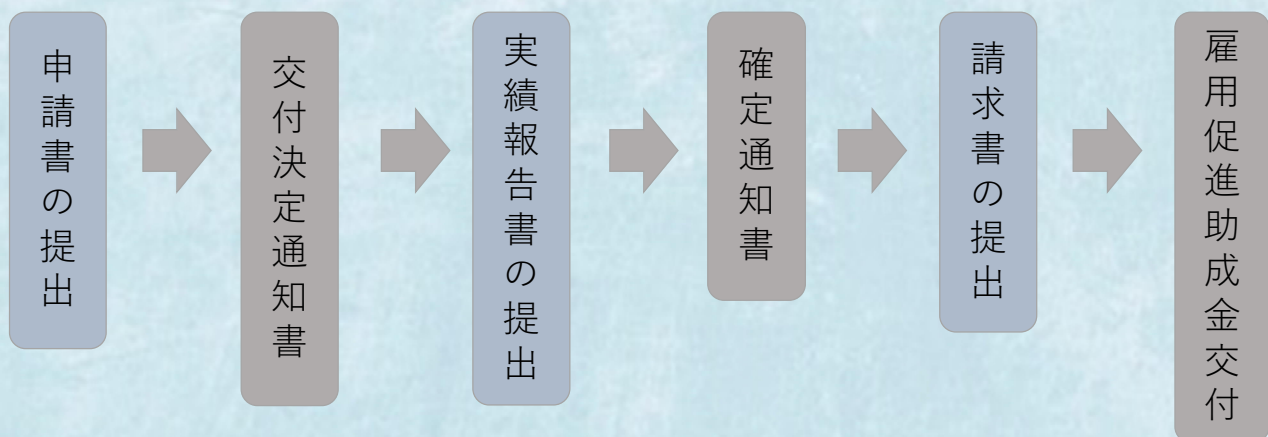
次に掲げる事業者については助成金交付の対象としません。

- (1) 国県及び市町村から直接又は間接的に補助金等を受ける事業者
- (2) 国県及び市税等に未納の金額がある事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の事務所又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2項第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に関する事業者
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- (6) 労働関係法令に違反している事業者
- (7) 清算手続中、破産手続中、再生手続中、更生手続中、承認援助手続中又は特別清算に関する手続中である事業者
- (8) 事業主又は事業所の取締役若しくは監査役の2親等以内の親族を対象労働者として雇用した事業者
- (9) その他市長が不相当と認める事業者

☆Uターン者：本市から転出した後、3年以上が経過した後に再度本市に転入したもの

☆Iターン者・Jターン者：過去において本市に一度も住所を有していなかったもの

《交付までの流れ》



※書類の提出に関しましては、市役所窓口③番まで持参していただくか、郵送でのご提出をお願いいたします。

【お問い合わせ・申請先】

阿波市役所 企画総務部 企画総務課 地方創生推進室

所在地：〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201-1

電話：0883-36-8707